

臨時領事事務所開設のお知らせ（９月～１０月分）

シカゴ市及びクック郡は新型コロナウイルスの感染が拡大している州からの来訪者に１４日間の自主隔離を義務付ける緊急旅行命令を発出しており、当館管轄１０州のうち、９月１５日現在アイオワ州、カンザス州、ミズーリ州、ネブラスカ州、ノースダコタ州及びサウスダコタ州が対象州になっています。これらの州にお住まいの方が当館にお越しいただくことが実質的に困難になる中、当館ではこれらの州にお住まいの皆さまを対象に領事サービスの提供を継続するため、以下のとおり臨時事務所を開設します。臨時領事事務所のご利用は上記の緊急旅行命令の対象州にお住まいの方に限定させていただきます。これらの州にお住まいの方が直面しておられる困難に対処するための臨時事務所開設であることにかんがみ、どうか御理解願います。緊急旅行命令の対象州以外にお住まいの方は、通常通り当館事務所にて領事サービスを提供しておりますので、そちらをご利用ください。また、新型コロナウイルス感染拡大防止のため臨時領事事務所は完全予約制になりますので、利用をご希望の方は必ず事前に電話でご予約をお願いします。ご予約のない場合、入場をお断りすることがあります。必要に応じて１１月以降も継続する予定です。１１月以降の予定は決まり次第お知らせします。

【予約方法】

当館開館日の受付時間内に以下の電話番号宛に電話で予約をお願いします。

電話番号：３１２（２８０）０４００

【開設日】

９月１６日（水）

９月３０日（水）

１０月１４日（水）

１０月２８日（水）

【開設時間】

１０時３０分から１２時１５分及び

１３時１５分から１５時まで

【会場】

DoubleTree by Hilton Hotel Chicago - Oak Brook

1909 Spring Road Oak Brook, IL 60523

TEL: 630(472) 6000